

社会福祉 あきた

号外

2012.3.1



【写真】
「美味しくできるかな!？」
秋田県社会福祉会館での調理技術
研修の様子。利用者に喜ばれる美
味しい食事を提供できるよう皆さ
ん真剣でした。

福祉関連の法令が 大きく変わります

- P2 介護保険法改正の概要
- P4 障害者自立支援法改正の概要
- P6 児童福祉施設最低基準等改正の概要



ふれあいネットワーク

社会福祉
法 人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

福祉関連の法令が大きく変わります

このたび、介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉施設最低基準等について、大きな改正が行われました。

今回の広報「社会福祉あきた」号外版では、それぞれの改正の概要を会員施設等の皆さまにお知らせいたします。内容については、2月中旬時点の概要となりますので、国の動き等により、変更される場合もあります。

介護保険法改正の概要

平成24年4月から施行される改正介護保険法の主な内容は次のとおりです。

今回の改正は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』を最重点目標とし、その実現に向けて取り組むべき事項を盛り込んだ内容となっています。

新たなサービスの創設

地域密着型サービスに、訪問介護と訪問看護が連携して、24時間対応の短時間の定期巡回と随時訪問を実施する『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』と、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を同一事業所で一体的に提供する『複合

型サービス』が創設されます。

指定居宅サービス事業者の指定に係る市町村との協議

市町村長は、介護保険事業計画に定める一部の地域密着型サービスの見込量の確保のため、訪問介護と通所介護の指定について、県に対し必要な協議を求めることができ、県はこの結果に基づき、指定を取りやめたり、指定にあたり必要と認める条件を付したりすることができ、指定を受けることができます。

介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項

労働基準法等に違反して罰金刑を受けている者等については、介護サービス事業者の指定等をしてはならず、既に指定を受けている

場合は、指定を取り消すことができます。

介護サービス情報の公表に関する事項

県は、介護サービスの情報公表について、必要と認める場合に調査を行うことができます。

このほか、次の改正もされています。

- 介護予防・日常生活支援総合事業の創設
- 地域包括支援センターの機能強化

また、地域の自主性及び自立性を高めるため、厚生労働省令で定めていた事業者及び施設の指定基準について、指定権限を持つ県または市町村の条例で定めることとなります。



介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

資料
1

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進。
- ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
- ④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予。（新たな指定は行わない。）

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ②介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成24年4月実施予定）を延期。
- ③介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進（高齢者住まい法の改正）

4 認知症対策の推進

- ①市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ②市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ②地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

- 1 ⑤、2 ②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

地域包括ケアシステムについて

資料
2

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進

【地域包括ケアの5つの視点による取組】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組が包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

※「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義する。その際、地域包括ケア圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とする。（「地域包括ケア研究会報告書」より）

障害者自立支援法改正の概要

近年における障害福祉施策の動向については、現行の障害者自立支援法の一部改正法である、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「つなぎ法」が、平成22年12月10日に公布されました。「つなぎ法」では、「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定までの間をつなぐものとして、障害者自立支援法と児童福祉法の改正が行われ、既に同行援護のサービス等が一部施行されていますが、平成24年4月1日から施行されるものについては次のとおりです。



利用者負担の見直しについて

① 障害者に支給される障害福祉サービス等の利用者負担は、現在の応益負担から利用者の負担能力に応じた応能負担となります。

利用する障害福祉サービスに要する費用の原則1割負担から「家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額」（負担上限月額）となります。

② 利用者負担の合算については、これまで世帯における負担の軽減を図るため、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合などについて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合は高額障害福祉サービス等給付費等が支給されていました。

今回は更なる負担の軽減を図るため、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加えることとなります。

相談支援の充実について

① 相談支援の強化として、市町村に基幹相談支援センターを設置することができると法で定められました。

現在の障害児・者の相談支援体制については、市町村ごとに取組状況に差があること、身近な地域の相談支援事業者は、常勤の相談支援専門員がいないなど、必ずしも十分な人員体制が整っていない等の事情があります。そのため、社会福祉士等の専門職の配置により一定の人員体制を確保し、障害児・者が地域生活をする上で抱える各種の問題や、3障害への対応も含めた総合的な相談や地域の相談支援事業者への助言、さらには、権利擁護、地域移行も含めた地域の関係機関とのネットワークの強化など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、地域における相談支援体制の機能強化や質の向上を図ることが求められています。

② 現行の障害者自立支援法では、自立支援協議会について明記されていませんが、改正後は自立支援協議会が設置できると法で定めら

れました。

③ 相談支援体系については現行の指定相談支援事業者が、指定一般相談支援事業者と指定特定相談支援事業者になります。

また、指定特定相談支援事業者の指定は市町村長が行うこととなります。

④ 現在はサービス利用計画の作成が市町村の支給決定後となっていること、対象が限定されているなどの理由からあまり利用されていません。そのため、支給決定プロセスの見直しが行われ、事前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう改められます。

また、サービス等利用計画の対象者を、現在の重度障害者等から、障害福祉サービスの利用者全てについて拡大することとなります。作成にあたっては市町村長から事業所指定を受けた、指定特定相談支援事業者が平成24年度から26年度までの3年度間で作成することとなります。



障害児支援の強化について

児童福祉法、障害者自立支援法等に分かれていた制度が児童福祉法を基本とした制度になります。

施設体系については、障害種別に分かれている施設を、通所支援と入所支援に整理しサービス名称も変更されます。

通所支援については、現在の実施主体である都道府県から市町村へ実施主体が移行され、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援が創設されます。

また、障害児施設を利用している18歳以上の利用者については、原則として、提供するサービスが児童福祉法から障害者自立支援法へ移行されます。

障害福祉サービス等の報酬改定について

平成24年4月1日から、「つなぎ法」の施行のほか、障害福祉サービス等の報酬改定も予定されています。

①基金事業として行われてきた「福祉・介護人材の処遇改善事業」及び「通所サービス等利用促進事業」

業」を障害福祉サービス費用（報酬）により行うこととなります。

「福祉・介護人材の処遇改善事業」については、福祉・介護職員の待遇改善に向けた取組について、福祉介護職員賃金月額1.5万円相当分の引き上げ経費とする処遇改善加算（仮称）を創設し、引き続き改善を図ることとしています。

②障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正の円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬の設定を行うとされています。

障害者自立支援法に替わる新法案について、平成24年2月29日、民主党厚生労働部門会議において了承されました。

新法案では、現行の障害者自立支援法を改正するとともに、名称が「障害者総合支援法」に改められます。

主な改正内容は、障害福祉サービスの対象に難病患者を追加する、重度訪問介護の対象に重度の知的・精神障害者を含める、ケアホームとグループホームの一元化を行う等となっており、平成25年4月の施行をめざしています。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

資料1

① 趣旨

公布日施行

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に
- 一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 一 相談支援体制の強化 〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕
- 一 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 一 在園期間の延長措置の見直し 〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。〕
〔その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4) 事業者の業務管理体制の整備、(5) 精神科救急医療体制の整備等、(6) 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出
平成22年12月3日 改正法が成立

児童福祉施設 最低基準等改正の概要

はじめに

平成23年6月17日に「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）」が公布され、児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）が改正されました。

これは、一昨年の年末から全国に広まったタイガーマスク運動をきっかけとして、国において社会的養護の在り方の見直しに関する検討が行われ、この中で当面早急な改正が可能な事項として最低基準の改正等を行うこととし、社会的養護の充実を図るとともに障害児施設支援の充実等も併せて図ることとしたものです。

今年度については、この省令によるものの他に最低基準の改正が3回行われておりますので、その概略を紹介します。

配置基準、 設備基準等の見直し

冒頭に述べた「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令」では、最低基準の改正により、職員配置基準、設備基準及び施設の運営理念等の改正が行われました。その他にも、児童福祉法施行規則の一部改正により、児童自立生活援助事業所及び児童相談所一時保護所の基準、里親規定、家庭的保育事業の規定の改正が行われました。また、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準及び児童福祉法に基づく指定的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正も、併せて行われたところです。

①職員配置基準の改正としては、措置費上加算職員として配置されている職員の配置の義務化、現行の措置費等に含まれている直接処遇職員で最低基準に配置が規

定されていないものの配置の明確化、職員の資格要件等の改正、②設備基準の改正としては、居室面積の引き上げ、居室定員の引き下げ、相談室の設置の義務化などの

ほか、各施設の運営理念等の改正が行われています。その詳細については、資料1のとおりです。

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の概要

資料
1

職員配置基準関係

- 加算職員の配置の義務化
 - ①家庭支援専門相談員
(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
 - ②個別対応職員
(乳児院(定員20人以下を除く)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、一時保護施設)
 - ③心理療法担当職員(対象者10人以上に心理療法を行う場合)
(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設)

※①②は経過措置としてH23年度末まで置かないこともできる。
- 現行の措置費等に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記
 - ①乳児院における看護師等(1歳以上の場合)の配置数
(1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1)
 - ②児童養護施設における看護師(乳児入所の場合)の配置
 - ③小規模施設における保育士等の加配
(乳児院(定員10名以上20人以下)、児童養護施設(定員45人以下))
 - ④母子生活支援施設における母子支援員、少年指導員の配置数
(20世帯以上の施設で各2名配置)

施設基準関係

- 居室面積の下限の引き上げ
 - 乳児院 1人 1.65㎡以上→2.47㎡以上
 - 母子生活支援施設 1人 3.3㎡以上→1室30㎡以上
 - 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、一時保護所及び婦人保護施設 1人 3.3㎡以上→4.95㎡以上
(児童養護施設、一時保護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)
 - 居室定員の上限の引き上げ
 - 児童養護施設及び一時保護施設 15人以下→4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
 - 情緒障害児短期治療施設 5人以下→4人以下
 - 児童自立支援施設 15人以下→4人以下
 - 相談室の設置を義務化
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設及び一時保護施設
- ※1、2は改正施行後に新設、増設又は全面改築される居室に、3は改正施行に新設又は全面改築される施設に適用する。

その他

職員の資格、各施設の運営理念の表現の見直し、運営の一般原則の規定の新設等所要の改正を行う。

**施設長の資格要件と研修の義務化、
第三者評価の義務化**

昨年7月に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめ）を踏まえ、「児童福祉施設最適基準及び児童福祉施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）」が平成23年9月1日に公布されました。

この改正では、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の長の資格要件及び厚生労働大臣が指定する者が行う研修の受講義務が新たに規定されました。また、前述の施設においては3年に1回以上第三者評価の受審とその結果の公表が義務化されました。

子ども手当等の管理

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施

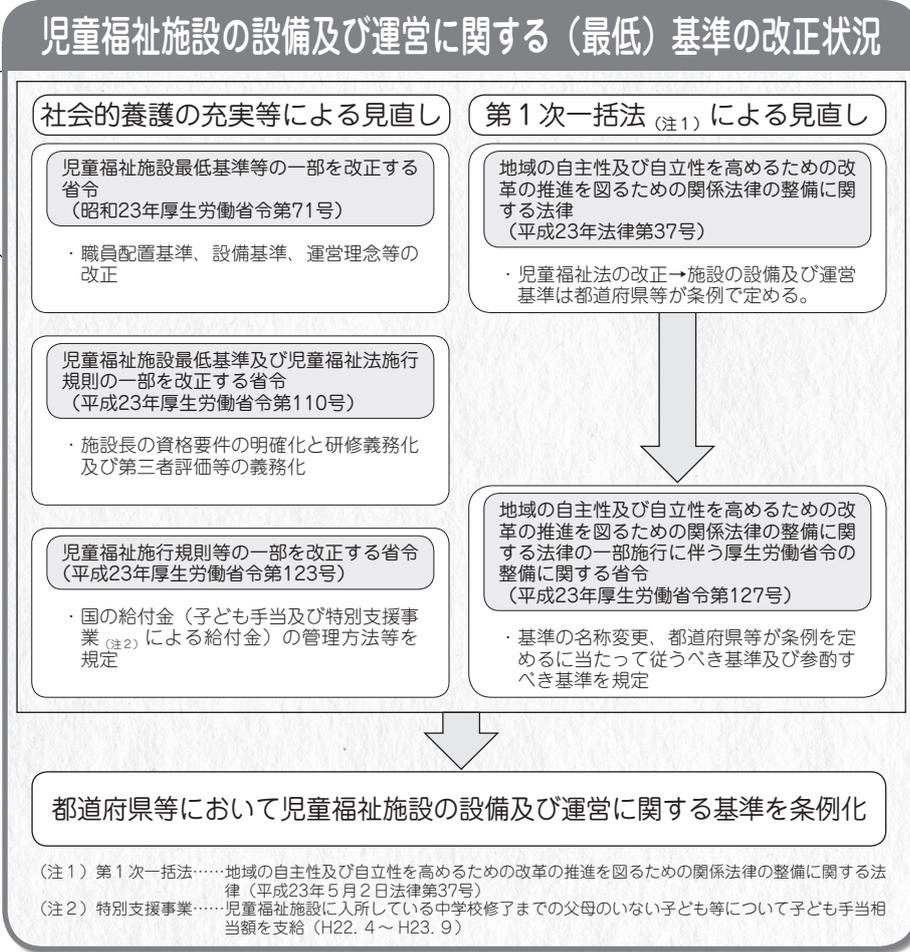
行に伴い、入所児童を対象として施設の設置者へ子ども手当が支給されることになったことから、従来の特別支援事業で支給された給付金と併せて、子ども手当等の金銭の管理に関する規定が新たに最低基準等に設けられました。（児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第123号））平成23年9月30日（公布）

最低基準の条例化

こうした改正の流れとは別に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が平成23年5月2日に公布されたことに伴い、児童福祉法が改正され、児童福祉施設の設備及び運営の最低基準は都道府県等が条例で定めることとされました。

これを受けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する

省令（平成23年厚生労働省令第127号）」が平成23年10月7日に公布され、最低基準が改正されました。この省令により、基準の名称の変更及び都道府県等が条例を制定する際に従うべき基準及び参酌すべき基準が示されたところであり、施設の人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準に関しては従うべき基準とされました。本県においても、所管する児童福祉施設の設備及び運営に関する条例を制定することとなりますが、平成24年度中に条例を制定する予定です。



資料2



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

迅速で丁寧、
かつ適正な
お支払い!!

社会福祉施設の事故・紛争
円満解決のために

プラン 1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

▶補償金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

●基本補償(A型)

保険期間1年職種別A級

定員	基本補償(A型)
1~50名	33,000~59,400円
51~100名	66,000~94,200円
101~150名	96,000~103,200円
151~200名	104,700~110,700円
以降1名~10名増ごと	1,500円

●見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所:1,400円 通所:1,500円
-----------------	---	---

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が一漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

プラン 2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

①入所型施設利用者の傷害事故補償

②通所型施設利用者の傷害事故補償

▶補償金額

(10口まで加入できます)

	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡保険金額の3~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)

保険期間1年職種別A級

	定員1人1口あたり
入所型施設利用者	1,410円
通所型施設利用者	960円

③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、2-①、②の普通傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

①施設の労災上乗せ補償

②施設職員の傷害事故補償

③施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

団体
契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン (SJ10-11484,2011/2/9)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。